

臨床薬理試験研究会 会則

第一章 総則

- 第1条 本会は臨床薬理試験研究会(The Japanese Society of Clinical Pharmacological Studies)と称する。
- 第2条 本会は事務局を神奈川県相模原市麻溝台 2-1-1 北里大学東病院内に置く。また事務局は事務局業務の一部を株式会社アイ・ディー・ディー(東京都港区南麻布 2-14-19 オキノビル 2 階)に委託する。
- 第3条 本会は臨床薬理試験の科学的発展を図り、広くこの方面の研究の促進、知識の交流を図る事を目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1) メーリングリストを利用したコミュニケーション活動の場の提供と名簿管理
 - 2) 学術集会の開催
 - 3) その他の事業

第二章 会員

- 第5条 会員は広く臨床薬理試験に関心をもつ者をもって構成し、メーリングリストに登録された者を指す。
- 第6条 本会に入会を希望する者は、事務局に申し込み、所定の手続きを行い、メーリングリストに登録しなければならない。
- 第7条 本会に賛助会員をおくことができる。
- 第8条 本会に名誉会員をおくことができる。
- 第9条 会員は次の事項のいずれかに該当する場合には会員の資格を失う。
- 1) 本人より退会の申し出があったとき
 - 2) 死亡したとき
 - 3) 本会則に違反し、あるいは本会の名誉および信用を著しく傷つけたと判断されるような行為があり、世話人会において除名決議がなされたとき
 - 4) メーリングリスト登録内容が変更された際に、変更内容を事務局に届けず放置したとき

第三章 役員

- 第10条 本会を運営するため、世話人若干名によって構成する世話人会を置く。世話人会は、会の運営に必要な諸事項を審議決定する。
- 第11条 年 1 回を基本として開催される研究会「臨床薬理試験研究会 (以下研究会という)」の開催にあたっては、その都度実行委員会事務局を設置し、その代表である代表世話人は世話人会によってその都度決定する。また、実行委員会事務局代表は別紙 1 に記載する。

第四章 会議

- 第12条 定例世話人会および総会は、毎年 1 回開催される。定例世話人会は、世話人総数の過半数(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数の賛否をもって議決する。

第五章 会計

- 第13条 本会の会計年度は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。
- 第14条 収支の予算および決算は、世話人会の承認を得なければならない。
- 第15条 本会は研究会の参加者により納入される参加費をもって運営する。

付則

1. 本会の会則を変更するには、世話人会の承認を得なければならない。
2. 本会則は平成 11 年 3 月 17 日から施行する。

第1回改定：平成19年7月1日：第6条、第8条、第11条第2項削除

条文削除に伴う条文番号変更

第9条第4項、第15条及び付則2項追加

第2条、第4条第1項、第5条、第6条、第11条、第12条及び第13条改訂

臨床薬理試験研究会



別紙1

実行委員会事務局代表

臨床薬理試験研究会各回実行委員会事務局代表は下記の通りとなる。

- 第1回 (平成11年開催) 熊谷雄治 (北里大学東病院 治験管理センター：神奈川県相模原市麻溝台 2-1-1)
- 第2回 (平成12年開催) 内田英二 (昭和大学 医学部 第二薬理学：東京都品川区旗の台 1-5-8)
- 第3回 (平成13年開催) 東純一 (大阪大学大学院 薬学研究科：大阪府吹田市山田丘 1-6)
- 第4回 (平成14年開催) 大橋京一 (浜松医科大学 臨床薬理学：浜松市半田山 1-20-1)
- 第5回 (平成15年開催) 浦江明憲 (医療法人相生会：福岡県福岡市博多区博多駅東 1-13-9)
- 第6回 (平成16年開催) 飯島肇 (北里研究所 臨床薬理研究所 北里研究所バイオアトリックセンター：東京都港区白金 5-9-1)
- 第7回 (平成17年開催) 内田英二 (昭和大学 医学部 第二薬理学：東京都品川区旗の台 1-5-8)
- 第8回 (平成18年開催) 飯島肇 (北里研究所 臨床薬理研究所 北里研究所バイオアトリックセンター：東京都港区白金 5-9-1)
- 第9回 (平成19年開催) 立石智則 (弘前大学大学院 薬学研究科：青森県弘前市在府町 5)
- 第10回 (平成20年開催) 野元正弘 (愛媛大学大学院 病態治療内科：愛媛県東温市志津川)
- 第11回 (平成21年開催) 洞井由紀夫 (エーザイ株式会社 臨床研究センター：東京都千代田区神田相生町 1 番地)

付則

本紙は平成11年3月17日から施行する。

- | | | | | |
|--------|---|------------|---|------------------|
| 第1回改定 | ： | 平成11年6月12日 | ： | 第2回実行委員会事務局代表追加 |
| 第2回改定 | ： | 平成12年6月10日 | ： | 第3回実行委員会事務局代表追加 |
| 第3回改定 | ： | 平成13年6月9日 | ： | 第4回実行委員会事務局代表追加 |
| 第4回改定 | ： | 平成14年6月22日 | ： | 第5回実行委員会事務局代表追加 |
| 第5回改定 | ： | 平成15年6月14日 | ： | 第6回実行委員会事務局代表追加 |
| 第6回改定 | ： | 平成16年6月12日 | ： | 第7回実行委員会事務局代表追加 |
| 第7回改定 | ： | 平成17年6月11日 | ： | 第8回実行委員会事務局代表追加 |
| 第8回改定 | ： | 平成18年6月10日 | ： | 第9回実行委員会事務局代表追加 |
| 第9回改定 | ： | 平成19年6月9日 | ： | 第10回実行委員会事務局代表追加 |
| 第10回改定 | ： | 平成20年6月14日 | ： | 第11回実行委員会事務局代表追加 |